

議 事 内 容

事務局 長	<p>皆様、ご着席ください。</p> <p>本日の「第13回常設審議委員会」については、常設審議委員の総数19名に対し13名の出席をいただいておりますので、常設審議委員会運営規程第11条に基づき、本委員会は成立していることを先ずもって報告いたします。</p> <p>それでは、開会に当たりまして、会長よりご挨拶を申し上げます。</p>
会 長	<p>こんにちは。第13回目の常設審議委員会となりました。新しい制度になって一年が過ぎました。昨年度一年間は知事許可に係る案件は農業会議の方で説明を行ってきましたけれども、今回からは、30aを超える案件につきましては農業委員会の方で説明を行っていただくこととなりました。4月は各農業委員会でも新しく局長や担当が替わられるなど移行の時期であります。一つよろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>また、今月10日には、唐津市が改選をされまして、農業委員19名、推進委員34名の新しい体制へと移行されております。今年度は12の市町が改選ということで、県下20市町ほとんどが改選されて、あとは佐賀市、武雄市、有田町、嬉野市が残ることとなります。</p> <p>ところで、本日の常設審議委員会では、農地法による農業委員会からの意見聴取については、第4条・4件うち3,000㎡を超える案件が4件、第5条・13件うち3,000㎡を超える案件は9件、合計17件うち3,000㎡を超える案件は13件となっております。</p> <p>どうか慎重にご審議いただきますよう、お願ひ申し上げます。</p>
事務局 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、常設審議委員会に入りたいと思いますが、農業会議定款第45条の規程に基づき、議長を会長にお願いいたします。</p>
議 長	<p>只今から議事に入ります。</p> <p>議事録署名者として、市・委員と町・委員にお願いし、書記は農業会議事務局といたします。</p>
議 長	<p>それでは、農地法第4条及び第5条の規定による意見聴取に入ります。</p> <p>一括上程しますので、内容について、各市町農業委員会事務局及び農業会議事務局から説明をお願いします。</p>
農業会議事務局	<p>農業会議より植林の案件について説明いたします。</p> <p>市農業委員会経由、農地法第4条関係、申請の植林への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であること</p>

から第2種農地と判断されており、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断されております。

農業委員会

町農業委員会より説明いたします。
農地法第4条関係、申請の植林への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

農業会議事務局

続きまして、市農業委員会経由、農地法第4条関係、申請の植林への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されており、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断されております。

農業委員会

市農業委員会より説明いたします。
整理番号4-4、農地法第4条関係、申請の農業施設用地への転用において、申請地は市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域内にある農地であり、用途区分の変更である場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。
本案件は、申請人の亡父が昭和48年頃に手続きが必要であると知らずに建築したもので、今回は是正のために申請されたものです。
整理番号5-1、農地法第5条関係、申請の障がい者支援施設の敷地拡張用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

農業委員会

市農業委員会より説明いたします。
整理番号5-2、農地法第5条関係、申請の残土処分場用地への一時転用において、申請地は市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域内にある農地であり、仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うものである場合は許可し得ることから許可相当と判断しております。
整理番号5-3、農地法第5条関係、申請の採石場拡張用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

整理番号 5 - 4、農地法第 5 条関係、申請の太陽光発電設備及び資材置場用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

整理番号 5 - 5、農地法第 5 条関係、申請の太陽光発電設備用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

整理番号 5 - 6、農地法第 5 条関係、申請の太陽光発電設備用地への転用において、申請地は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから第 1 種農地及び中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断され、第 1 種農地については、申請に係る農地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、当該事業の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであり、第 1 種農地の占める割合は 3 分の 1 を超えない場合は許可し得ることから許可相当、また、第 2 種農地については、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

農業委員会

町農業委員会より説明いたします。

整理番号 5 - 7、農地法第 5 条関係、申請の複合型文化リゾート施設用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

農業委員会

市農業委員会より説明いたします。

整理番号 5 - 8、農地法第 5 条関係、申請の工事用道路、表土置場及び施行ヤード用地への一時転用において、申請地は市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域内にある農地及び中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第 2 種農地と判断され、農用地区域内農地については、仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うものである場合は許可し得ることから許可相当、また、第 2 種農地については、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

農業委員会

市農業委員会より説明いたします。

		<p>整理番号 5 - 9、農地法第 5 条関係、申請の工事用道路、資材ヤード及び表土仮置場用地への一時転用において、申請地は 市が定める農業振興地域整備計画において農用区域内にある農地及び中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第 2 種農地と判断され、農用区域内農地については、仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うものである場合は許可し得ることから許可相当、また、第 2 種農地については、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。</p>
農業会議事務局		<p>最後に、1,000㎡以上3,000㎡以下の農振農用地・甲種農地・第 1 種農地のうち農業用施設・農家住宅・植林を除く案件については、市、市、市、市経由の 4 件ございます。併せてご審議のほどお願いします。</p>
議 長		<p>農地法第 4 条関係 4 件、第 5 条関係 13 件、合計 17 件について説明がありました。 ここで、3,000㎡を超える 13 案件について、案件ごとに審議を行いたいと思います。</p>
議 長		<p>はじめに、農地法第 4 条関係、市農業委員会経由、申請の植林への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。</p>
委 員 一 同		<p>(意見・質問・異議なし)</p>
議 長		<p>ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。</p>
委 員 一 同		<p>(挙手多数)</p>
議 長		<p>挙手多数ですので、この案件については、異議なしとして市農業委員会会長に回答いたします。</p>
議 長		<p>次に、農地法第 4 条関係、町農業委員会経由、申請の植林への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。</p>
委 員		<p>先程の案件も次の案件も同じなのですが、転用理由が労力不足等と書いてあります。植林をした後、下草刈りを毎年しなければならぬ、そうしないと木が育たないのですが、そうした作業はされていますか。もしくは、森林組合等に委託契約をされていますか。</p>
農業委員会		<p>植林の管理までの確認は行っておりませんが、申請者の方は今</p>

までずっと農業をされてきたので、その辺りは問題ないと判断しております。ただ、今後もこういった申請が出てくると思いますので、指導・確認等を行っていきたいと思います。

委員 農林課の方と協力して、森林組合とそういった手続きを取るなどの指導もやっていただきたいと思います。

議長 他にご意見・ご質問等ないでしょうか。

委員一同 (意見・質問・異議なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

委員一同 (挙手多数)

議長 挙手多数ですので、この案件については、異議なしとして市農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第4条関係、市農業委員会経由、申請の植林への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

委員一同 (意見・質問・異議なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

委員一同 (挙手多数)

議長 挙手多数ですので、この案件については、異議なしとして市農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第4条関係、市農業委員会経由、申請の農業施設用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

委員 同時利用地が里道とありますが、払い下げがされるのかどうか、その辺はどうなっているのですか。

農業委員会 里道につきましては、占用の申請が出されております。

委員 機能としては、里道の機能を残したままということですか。

農業委員会 はい、そうです。

議	長	他に、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員	一同	(意見・質問・異議なし)
議	長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。 それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員	一同	(挙手多数)
議	長	挙手多数ですので、この案件については、異議なしとして 市農業委員会会長に回答いたします。
議	長	次に、農地法第5条関係、市農業委員会経由、申請の障がい者支援施設の敷地拡張用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員	一同	(意見・質問・異議なし)
議	長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。 それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員	一同	(挙手多数)
議	長	挙手多数ですので、この案件については、異議なしとして 市農業委員会会長に回答いたします。
議	長	次に、農地法第5条関係、市農業委員会経由、申請の残土処分場用地への一時転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員		残土の量、盛土の高さはどのくらいになるのでしょうか。あとで耕作するときには不便な高さまで盛土されると、非常に困るのではないかと思うのですが。
農業委員会		盛土の高さは最高5m、低いところで1mとなっています。坂になっていますので、その低いところに5m盛って均等にするようなこととなります。
委員		転用価格が無償になっていますが、結局は形状変更の形をとる訳ですか。
農業委員会		形状変更ではなく一時転用で、農地に戻す形になります。農地復元確約書も付いております。
委員		形状変更で出す方がいいような気がします。

議	長	他に、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員	一同	(意見・質問・異議なし)
議	長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。 それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員	一同	(挙手多数)
議	長	挙手多数ですので、この案件については、異議なしとして市農業委員会会長に回答いたします。
議	長	次に、農地法第5条関係、市農業委員会経由、申請の採石場拡張用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
	委員	申請地の周辺図を見ると個人の民家があるようですが、周辺の民家の方々からは全て承諾書をとられているのですか。といたしますのは、岩石を発破するのに大体あんこ火薬といったものを使われると思いますが、近くに畑もあるようですし万が一のことがないかと心配されますのでお聞きします。
	農業委員会	この案件につきましては、ずっと拡張をされておりますので、以前にも転用申請がなされているところです。よって、以前の申請の際に既に周辺の同意をとられているので、今回新たに付けてもらってはいません。また、発破については、時間帯を決めて行っていると聞いております。
	委員	賃借権でされることになっていますが、岩石を採取された後の土地を返されるということですか。後の利用ができないような状況になると思われませんが。農地としてまた戻すということだったら表土を入れてまた戻すということになるのでしょうか、その辺りは契約書に書かれてはいないのですか。
	農業委員会	農地にまた戻すのであれば、一時転用で申請をされるはずですが、今回は恒久転用となります。
	委員	そしたら、借りている間はずっと払うということですか。
	農業委員会	この事業が終わるまではずっと借りた状態になると思われま す。
	委員	所有権移転が約5,000㎡、賃借権設定がその倍ぐらいあります。所有権なら問題ないですが、20年、30年後に岩石を取り終った後

返されても確かに利用できない状態になりますね。

農業委員会 転用が終わった後は、賃借料を見直しながら調整するというようなことは聞いております。

委員 排水についてですが、採石をした後は平地になりますよね。今の状態なら北側の個人所有の水路に排水でいいのでしょうか、一時的に水が多くなる場合もあるでしょうし、今後は水路の建て替えとか新たに作ることは考えておられないのでしょうか。個人用の水路をそのまま利用されるのですか。

農業委員会 排水については、一番低いところに一旦溜めて、そこから一番高いところにポンプアップして排水ようになっています。雨が降ったときにいっぺんに流れるような状況ではありません。

議長 他に、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

委員一同 (意見・質問・異議なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

委員一同 (挙手多数)

議長 挙手多数ですので、この案件については、異議なしとして市農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、市農業委員会経由、申請の太陽光発電設備及び資材置場用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

委員 申請者のさんとさんは親子か何かですか。

農業委員会 はい、親子です。

委員 太陽光の買取価格はいくらですか。分かるなら書いてほしいと思います。

農業委員会 34.5円となっています。

議長 他に、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

委員一同 (意見・質問・異議なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。

それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

委員一同 (挙手多数)

議長 挙手多数ですので、この案件については、異議なしとして市農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、市農業委員会経由、申請の太陽光発電設備用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

委員 先程の案件もですが、その場所が山の上なのか、谷なのかが平面図では分かりません。例えば排水にしても、山の上だったら考えなければならぬと思いますが、谷だったらそこまで考えなくても大丈夫だったりもします。その辺りの表現の仕方はどうでしょうか。

委員 ここは山の上で、昔は建築会社がハウスのでこぼんとかみかんを作っていたところですよ。社長が亡くなられて、神戸の方から太陽光の話がありまして、現況は段々畑になっていますが、そのままパネルを設置して使用することになっています。

議長他に、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

委員一同 (意見・質問・異議なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

委員一同 (挙手多数)

議長 挙手多数ですので、この案件については、異議なしとして市農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、市農業委員会経由、申請の太陽光発電設備用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

委員一同 (意見・質問・異議なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

委員一同 (挙手多数)

議	長	挙手多数ですので、この案件については、異議なしとして市農業委員会会長に回答いたします。
議	長	次に、農地法第5条関係、町農業委員会経由、申請の複合型文化リゾート施設用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員	一同	(意見・質問・異議なし)
議	長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員	一同	(挙手多数)
議	長	挙手多数ですので、この案件については、異議なしとして町農業委員会会長に回答いたします。
議	長	次に、農地法第5条関係、市農業委員会経由、申請の工事用道路、表土置場及び施行ヤード用地への一時転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員		申請理由に一時転用許可をもらっていたとありますが、これはいつまでだったのでしょうか。また、今回はいつまでですか。
農業委員会		前回の申請分が平成28年9月7日までとなっておりました。今回の申請は、平成31年12月31日までです。
委員		資金計画のその他で14,900千円とありますが、この中に賃借料は入っていないですね。賃借料も必要経費となると思うので、計画に上げていただきたいのですが。土地代金のところに(賃)と書いて上げていただきたいと思います。
農業委員会		申請書に上げてある部分を読み上げますと、土地代金は5,657千円となります。
農業会議事務局		賃借料については、今までも記載しておりませんので、参考事項のところに書かせていただいております。
委員		では総額を参考事項に入れていただきたい。田と畑と金額は一緒ですか。
農業会議事務局		金額は同じです。
委員		分かりました。

議	長	他に、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員	一同	(意見・質問・異議なし)
議	長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。 それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員	一同	(挙手多数)
議	長	挙手多数ですので、この案件については、異議なしとして市農業委員会会長に回答いたします。
議	長	次に、農地法第5条関係、市農業委員会経由、申請の工事用道路、資材ヤード及び表土仮置場用地への一時転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員	一同	(意見・質問・異議なし)
議	長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。 それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員	一同	(挙手多数)
議	長	挙手多数ですので、この案件については、異議なしとして市農業委員会会長に回答いたします。
議	長	最後に、1,000㎡以上3,000㎡以下の農振農用地・甲種農地・第1種農地のうち農業用施設・農家住宅・植林を除く案件について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員	一同	(意見・質問・異議なし)
議	長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。 それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員	一同	(挙手多数)
議	長	挙手多数ですので、1,000㎡以上3,000㎡以下の案件についても異議ないものと認め、先ほどご決定いただきました3,000㎡を超える案件と合わせ、本日意見を求められた農地法第4条関係4件、第5条関係13件について、各市町農業委員会会長に異議なしとして回答することといたします。 以上をもって、議事を終了いたします。

議 事 終 了

事務局 長

ありがとうございました。
以上をもちまして、常設審議委員会を終了いたします。

14時40分